

# モニタリング総合評価表（令和6年度分）

令和 7 年 5 月 30 日

施設名：アブロス矢代スポーツセンター  
 指定管理者名：都市総合開発株式会社  
 所管課名：総合政策部 スポーツ都市推進課

モニタリング項目	前年度 評価	セルフ 評価	評価				
			特優	優	普通	劣	特劣
<b>1 事業計画の達成度（配点30点）</b>							
事業計画の内容に従い、適切に施設の管理運営が行われたか。（10点）	5	A	10	8	5	2	0
施設利用者数の増加、利用率の上昇、利用者利便性の向上などの目標は達成されたか。（10点）	10	A	10	8	5	2	0
（上記以外の施設 配点0点） 施設の設置目的にあった成果は上がっているか（目標値を設定していないその他の施設）。	—	—	—	—	—	—	—
自主事業は計画どおり行われたか。（5点）	2.5	A	5	4	2.5	1	0
地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携に向けた取組が行われているか。（5点）	4	A	5	4	2.5	1	0
<b>2 利用者の満足度（配点24点）</b>							
利用者の満足が得られているか。（10点）	10	A	10	8	5	2	0
利用者の意見・要望の把握は適切に行われているか。（7点）	5.6	A	7	5.6	3.5	1.4	0
利用者の意見・要望・苦情への対応は十分行われたか。（7点）	5.6	A	7	5.6	3.5	1.4	0
<b>3 管理運営の効率性（配点20点）</b>							
経費の低減が図られているか。またその取組は十分か。（9点）	7.2	A	9	7.2	4.5	1.8	0
一部業務の再委託に要している経費は、適切な水準か。また、経費が最小となるような取組はされているか。（5点）	4	A	5	4	2.5	1	0
収入増加のための取組はされているか。（6点）	4.8	A	6	4.8	3	1.2	0
<b>4 適正な管理運営（配点20点）</b>							
職員の能力向上に向けた取組は行われたか（研修等）。（4点）	3.2	A	4	3.2	2	0.8	0
安全対策（事故防止等）は十分だったか。（5点）	4	A	5	4	2.5	1	0
適正な人員配置及び職員の管理体制は適正か。（5点）	5	適	5	（適）	0	（不適）	
施設の平等な利用等について、適切に処理されているか（使用料の減免、還付含む）。（1点）	1	適	1	（適）	0	（不適）	
利用者の個人情報等について適正に管理が行われていたか。（1点）	1	適	1	（適）	0	（不適）	

収支の状況に不適切な点はないか（収支計画との乖離など）。 会計処理は適切か（1点）	1	適	1 (適)	0 (不適)
施設・設備等の法定点検及び保守は、適正に行われているか。 （1点）	1	適	1 (適)	0 (不適)
書類・備品等の管理は適正に行われているか。（1点）	1	適	1 (適)	0 (不適)
法令・協定書等を遵守し、適正管理が行われているか。（1点）	1	適	1 (適)	0 (不適)
<b>5 地域貢献（配点6点）</b>				
雇用・資材調達・再委託等、地域貢献に努めているか。（6点）	4.8	A	6 4.8	3 1.2 0
<b>総合点数（100点満点）</b>	<b>81.7</b>	<b>点</b>	<b>81.7</b> 点	
【加点項目】法人等が障害者雇用率を達成しているか。（3点）	0		3	0
<b>総合点数（103点満点）</b>	<b>81.7</b>	<b>点</b>	<b>81.7</b> 点	

【評価基準】 配点×掛け率＝評価点

評価	大変優れている	優れている	普通	劣っている	全く劣っている
掛け率	1	0.8	0.5	0.2	0

総合評価

**A**

A A：90点以上	事業計画書の内容（目標）を上回る取組が実行されるなど、モニタリングの結果においても極めて優れていると認められる。
A：80点以上90点未満	事業計画書の内容（目標）どおり又はそれ以上の取組が実行されており、モニタリングの結果においても優れていると認められる。
B：65点以上80点未満	事業計画書の内容（目標）の取組が概ね実行されており、モニタリングの結果においても良好と認められる。
C：50点以上65点未満	事業計画書の内容（目標）に沿って適正に管理運営が行われ、モニタリングの結果においても特に問題がないと認められる。
D：30点以上50点未満	事業計画書の内容（目標）に一部未実施（未達成）があるなど、管理運営において計画の内容を下回っており、モニタリングの結果においても一部改善点ありと認められる。
E：0点以上30点未満	管理運営の状況が事業計画書の内容（目標）を大幅に下回り、モニタリングの結果からもかなりの部分において改善が必要と認められる。

〈 4 適正な管理運営において不適がある場合、その理由と今後の対応について 〉

## 《総評》

施設運営に当たって、テニススクールやヨガ教室など指定管理者のノウハウを活かした自主事業の実施やSNSを活用したPRによる新規の利用団体の獲得・利用者の増加につなげる取組を行う等、施設の効用を発揮される運営が行われていると評価する。

また、利用者数は目標値を上回っており、利用料金収入についても昨年度実績を上回っている。利用者アンケート結果においても高い満足度を得ているため、管理運営状況は優れていると認められる。

### 指定管理者セルフモニタリングの結果



### 《 総合評価結果とセルフモニタリング結果との差異など。セルフモニタリングに対する評価 》

総合評価結果とセルフモニタリング結果に大きな差異は無く、評価基準の捉え方について優れていると認められる。